

【資料2】地方独立行政法人山梨県立病院機構中期目標新旧対照表

新	旧	修正理由
<p><u>前 文（全部改正）</u></p> <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、地方独立行政法人化後も、業務運営の自主性を保持しつつ、県立中央病院及び県立北病院を運営し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきたところである。また、地方独立行政法人化後は、経常損益及び最終損益は毎年度黒字を計上しており、経営基盤の強化が図られているところである。</p> <p>県立中央病院は、本県における急性期医療の基幹病院として、ドクターヘリの運航開始等をはじめ、救命救急センター、周産期母子医療センターの機能の強化を図っている。</p> <p>また、通院加療がんセンター及びゲノム解析センターの整備並びに東日本大震災の被災地に速やかに災害医療チーム（DMAT）を派遣するなど、都道府県がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供し、県民の健康の確保及び増進に貢献している。</p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療などの充実を図るため、精神科救急入院料病棟、児童思春期病棟等の再編整備を行った。</p> <p>また、心神喪失者等医療観察法の指定入院医療機関・指定通院医療機関として、患者の社会復帰に向けた治療を行い、さらには、デイケアや訪問看護など、診療機能の強化を図りながら、患者の治療、退院促進、退院後のリハビリテーション等について、総合的で一貫した医療を提供している。</p> <p>県立病院機構は、引き続き県民の健康と生命を守る本県の基幹病院を運営する重要な役割を果たすとともに、本県の政策として行うべき医療（以下「政策医療」という。）を確実に提供するために、医療の質の向上と経営基盤のより一層の強化を目指すことが求められる。</p> <p>この中期目標は、高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う県民の医療に対するニーズの多様化、質の高い医療への関心の高まりなど</p>	<p><u>前 文</u></p> <p>県立病院は、県民の健康と生命を守る県の基幹病院として、これまで時代の要請に応じた高度、多様な医療を提供し、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしてきたところである。</p> <p>県立中央病院は、本県における急性期医療の基幹病院として、救命救急センター、総合周産期母子医療センター等を備えるとともに、都道府県がん診療連携拠点病院や難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供し、県民の健康の確保及び増進に貢献してきた。</p> <p>県立北病院は、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療や児童思春期精神科医療、民間精神病院では対応困難な患者の受け入れ、さらには、デイケアや訪問看護など、診療機能の多様化、高度化を図りながら、高度で専門的な医療を継続的に提供する体制を整え、県民の医療ニーズに応えてきた。</p> <p>近年、急速な高齢化の進展や生活習慣の変化による疾病構造の変化、医療技術の進歩等に伴う医療ニーズの多様化・高度化、安心・安全で質の高い医療への関心の高まりなど、医療環境は急速に変化している。</p> <p>また、全国的な医師不足や国の医療制度改革などにより、県立病院を取り巻く環境は、経営状況を含め、厳しさを増している。</p> <p>このため、県立病院を、経営責任が明確で、より自主的で柔軟な業務運営が可能となるとともに、県の医療政策として求められる医療（以下「政策医療」という。）もしっかりと確保できる経営形態である地方独立行政法人に移行することとし、する地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「病院機構」という。）を設立することとしたところである。</p> <p>病院機構は、その病院の魅力により患者や職員が磁石に引き寄せられるように集まってくる、いわゆるマグネットホスピタルを理想とし、医療の質の一層の向上と経営基盤の強化を目指すことで、今後も、県の基幹病院としての役割を引き続きしっかりと果たしていくことが求められる。</p> <p>この中期目標は、病院機構に対し、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を活かして達成すべき業務運営の目標や方向性を示す</p>	<p>○時点修正</p> <p>（これまでの実績、評価委員会の意見を踏まえて修正、全体的に文言を平易に）</p>

<p>医療環境が急速に変化している中で、県立病院機構が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものであり、県立病院機構が、県民に信頼される医療を提供するとともに、政策医療を確実に提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。</p> <p>第1 中期目標の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県立病院機構は、定款で定める目的()を達成するため、その業務について質の向上に取り組むこと。</p> <p>1 医療の提供 県立病院機構は、政策医療を確実に県民に提供するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1)政策医療の提供 救命救急医療、総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠かすことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を果たすこと。 また、がん、難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県の医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。 さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定医療機関としての医療を提供するとともに、精神科の重度・慢性入院患者、重症通院患者の社会復帰を目指すこと。 なお、政策医療の提供に当たっては、県内の医療機関と適切な連携及び協力を行うこと。</p> <p>(2)質の高い医療の提供 医師、看護師等(以下「医療従事者」という)の専門的な知識の取得と技術の向上に努めるとともに、病院施設、医療機器等の整備を計画的に行い、質の高い医療を提供すること。</p> <p>(3)県民に信頼される医療の提供 県民及び患者の視点に立ち、県民の健康と生命を守る本県の基幹病院として、信頼される医療を提供すること。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院機構で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、関係法令・指針等を遵守しつつ、調査及び研究に取り組むこと。</p>	<p>ものであり、病院機構は、政策医療を確実に実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与していくことを強く求めるものである。</p> <p>第1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。</p> <p>1 医療の提供 県立病院として担う政策医療を確実に実施するとともに、医療の質の向上に努め、県民に信頼される医療を提供すること。</p> <p>(1)政策医療の提供 救命救急医療や総合周産期母子医療、精神科救急・急性期医療や児童思春期精神科医療など、他の医療機関では対応が困難であるが県民生活に欠くことのできない政策医療を提供し、本県の基幹病院としての役割を担うこと。 また、がんや難病、エイズ、感染症といった県の拠点病院に指定されている疾病について重点的に取り組み、本県医療水準の向上に先導的な役割を果たすこと。 さらに、心神喪失者等医療観察法に基づく医療を提供すること。</p> <p>(2)質の高い医療の提供 専門的知識と技術の向上に努めるとともに、優秀な、医師・看護師等(以下「医療従事者」という。)の確保を図ることなどにより、先駆的で質の高い医療を提供すること。</p> <p>(3)県民に信頼される医療の提供 県民・患者の視点に立ち、県民ニーズを踏まえた信頼される医療を提供すること。</p> <p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院で提供する医療の質の向上、県内の医療水準の向上、県民の健康の確保及び増進、また、新たな医療技術への貢献のため、調査及び研究に取り組むこと。</p>	<p>○時点修正</p> <p>○語句修正 県立病院機構の目的を明確化</p> <p>○語句修正、文言の置き換え</p> <p>重度・慢性患者、重症通院患者への医療提供を追加。</p> <p>県立病院機構のみで全ての疾患に対応することは現実的に不可能であるため。</p> <p>○語句修正</p> <p>語句修正、文言の置き換え</p> <p>○語句修正</p> <p>研究事業の追加に伴い、関係法令・指針の遵守を追加(試験研究・治験の増加による)</p>
--	---	--

<p>3 医療に関する技術者の研修 <u>医療従事者の確保、育成及び定着を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修等の充実に努めること。</u></p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めること。</p> <p>(2)県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、<u>県立病院機構の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。</u> また、<u>医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県の医療を担う医療従事者の育成に協力すること。</u></p> <p>4 医療に関する地域への支援 本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1)地域医療機関との協力体制の強化 他の医療機関との協力のもと、<u>病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制の構築に努めること。</u></p> <p>(2)地域医療への支援 <u>本県の基幹病院の役割を果たすため、紹介・逆紹介の取り組みを進めることなどにより、地域の医療機関との連携を一層強化すること。</u> また、<u>臨床研修指定病院等としての機能を充実し、研修医や専修医の育成を図り、県内への医師の定着に寄与すること。</u> さらに、<u>県立病院機構に必要な医師の確保及び定着を図る中で、他の医療機関への支援に努めること。</u></p> <p>(3)地域社会への協力 <u>医療従事者の専門的な知識及び技術を保健、医療、福祉、教育等に関係する機関に提供し、人材の育成、講師の派遣、調査、鑑定などの地域社会からの要請に積極的に協力すること。</u></p> <p>5 災害時における医療救護 災害時における県民の生命・安全を守るため医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p> <p>(1)医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p>(2)他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修 <u>優秀な医療従事者の確保と育成を図るとともに、県内の医療水準の向上のため、他の医療機関と連携して研修等の充実に努めること。</u></p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 医療従事者の知識・技術の向上を図り、また、医療従事者に魅力ある病院となるよう研修の充実に努めること。</p> <p>(2)県内の医療水準の向上 他の医療機関等の医療従事者に対し、<u>県立病院の持つ知識や技術を研修等により普及し、県内の医療水準の向上を図ること。</u> また、<u>医療従事者養成機関等の実習の受け入れ等、本県医療の未来を担う医療従事者の育成に協力すること。</u></p> <p>4 医療に関する地域への支援 本県の基幹病院として、他の医療機関と密接な連携を通じて、県民に良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。</p> <p>(1)地域医療機関との協力体制の強化 <u>県立病院として、他の医療機関との協力のもと、病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制の構築に努めること。</u></p> <p>(2)地域医療への支援 <u>医療機器等の共同利用の促進など、地域医療への支援を行うこと。</u></p> <p>また、<u>臨床研修指定病院等としての機能を充実し、研修医や専修医の育成を図り、県内の公的医療機関の医師の確保・定着に協力すること。</u> さらに、<u>県立病院に必要な医師の確保を図る中で、公的医療機関への支援に努めること。</u></p> <p>(3)社会的な要請への協力 <u>県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。</u></p> <p>5 災害時における医療救護 災害時における県民の生命・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。</p> <p>(1)医療救護活動の拠点機能 日頃から災害等に対する備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。</p> <p>(2)他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力すること。</p>	<p>○語句修正</p> <p>○語句修正</p> <p>○語句修正</p> <p>○語句修正 地域の医療機関との連携強化を追加</p> <p>○語句修正、文言の置き換え</p>
---	---	--

<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p><u>自律性、機動性などに優れた地方独立行政法人制度を活かすことにより、引き続き業務運営の改善及び経営の効率化を図り、業務の適正な実施及び経営基盤の強化に努めること。</u></p> <p>1 <u>医療環境の変化に対応できる運営体制の構築</u> <u>県立病院機構に求められる医療を確実に提供するため、医療を取り巻く環境の変化に的確に対応できる運営体制を構築すること。</u></p> <p>2 効率的な業務運営の実現 <u>県立病院機構が有する人的、物的資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。</u></p> <p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減 <u>良質な医療を安定的に提供できる経営基盤の強化を図るため、診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しなど収入の確保に努めるとともに、費用対効果を検討する中で、費用の節減に努めること。</u></p> <p>4 事務部門の専門性の向上 <u>県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した職員を確保、育成し、事務部門に従事する職員の専門性を向上させることにより、県立病院機構の運営が円滑に行われるよう努めること。</u></p> <p>5 職員の経営参画意識の向上 <u>職員が、定款に定められた目的、中期目標、中期計画等に掲げる取り組みを共有し、責任感や使命感を持って病院経営に積極的に参画するとともに、職員が協力し、業務改善を推進する体制を構築すること。</u></p> <p>6 職場環境の整備 <u>医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、多様な勤務形態の検討を行い、必要な措置を講じるとともに、職員が安心して働くことが出来るよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境を整備すること。</u></p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 <u>業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とすること。</u></p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p><u>医療の質の一層の向上と経営基盤の強化を図るため、自律性、機動性などに優れた地方独立行政法人制度を活かして、業務運営の改善及び効率化に努めること。</u></p> <p>1 <u>簡素で効率的な運営体制の構築</u> <u>医療を取り巻く環境の変化に的確に対応でき、医療の質の向上と経営基盤の強化が図られる運営体制を構築すること。</u></p> <p>2 効率的な業務運営の実現 <u>病院機構が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを行い、効率的な業務運営の実現を図ること。</u></p> <p>3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減 <u>良質な医療を安定的に提供できる経営基盤の強化を図るため、診療報酬改定への適切な対応や料金の定期的な見直しなど収入の確保に努めるとともに、費用対効果を検討する中で、費用の節減に努めること。</u></p> <p>4 事務部門の専門性の向上 <u>診療報酬体系等の病院特有事務に精通した職員を育成、確保することにより、専門性の向上を図ること。</u></p> <p>5 経営参画意識を高める組織文化の醸成 <u>業務に携わる全ての者が、組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有する中で、病院経営に対する責任感や使命感を持って積極的に業務改善に取り組む組織文化を醸成すること。</u></p> <p>6 <u>誇りや達成感をもって働くことができる環境の整備</u> <u>業務に対する誇りや達成感を日々実感しながら働くことができる環境が作り出され、医療従事者が魅力を感じる病院づくりを行うこと。</u></p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 <u>業務運営の改善及び効率化などを進め、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とすること。</u></p>	<p>○語句修正</p> <p>○語句修正 地域医療構想（ビジョン）の策定に伴う医療機能の分化など法改正・政策に対応できる体制の構築を追加</p> <p>○語句修正、文言の置き換え</p> <p>法令、診療報酬事務等に精通した職員の確保、育成を追加</p> <p>○語句修正、文言の置き換え</p> <p>○語句修正 評価委員会での意見を受け、医師等の配置、勤務状況の把握、職場環境の整備について追加</p>
---	---	--

<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。 2 法令・社会規範の遵守 病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。 3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。 <p>地方独立行政法人山梨県立病院機構定款 (目的)</p> <p>第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、山梨県の医療政策として求められる高度先進医療を実施するとともに、県民ニーズに対応した良質な医療を提供し、及び県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力すること。 2 法令・社会規範の遵守 病院機構が、県民に信頼され、県内医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。 3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。 	<p>「第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に記載した「定款で定める目的」(地方独立行政法人山梨県立病院機構定款 第1条)を補足として追記。</p>
--	---	--